

9月20日～26日動物愛護週間

人と動物が幸せに暮らすために

問合せ先 困市民生活グループ ☎52-11111 (内線265)



犬の登録は法律上の義務です

戦後日本では、狂犬病予防法に定める畜犬登録と予防接種の義務により、狂犬病の駆逐に成功しました。これは世界でもまれなことです。犬はかならず市に登録し、譲り渡す際には異動届が必要なことを責任もつて次の飼主に伝えましょう。また、犬が死亡した際も市に届け出ましょう。

■犬を飼うときの心構え

飼主の義務

- ・市町村への登録
- ・年一度の狂犬病予防接種
- ・屋外ではかならず鎖やリードで繋ぎ、制御できる人が連れ出すこと
- ・ふん尿はすみやかに始末すること
- ・ふんの放置は、市条例による罰則の対象です。
- ・鑑札を首輪に取りつけるほか、必要に応じてマイクロチップなどで身元表示をすること
- ・ペットとよりよく暮らすために
- ・吠え声が他人の迷惑にならないよ



動物は、私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれるかけがえのない存在です。一方で、動物との暮らしにはさまざまな責任や結果がともない、ふん害など「近所トラブル」の元となる場合もあります。人間の身勝手な行いで動物たちを「地域の厄介者」にしてしまわないために、身近な犬・猫との幸せな暮らしについて考えてみましょう。

う、犬が頻繁に吠える場合にはしつけの本を読んだり、訓練士や獣医師に相談しましょう。



猫は室内でも幸せに暮らせる？

外飼の猫に庭を荒らされた、車に傷をつけられたなどの苦情が多く寄せられています。猫は、環境を整え飼主とコミュニケーションをとることでも室内でも十分幸せに暮らせます。また、室内飼いをすることで、ケガや感染症、虐待などの危険から守ることができます。

■猫を飼うときの心構え

飼主の義務

- ・無責任な多頭飼育は絶対にやめ、必要な繁殖制限（不妊・去勢手術など）を行うこと
- ・首輪をつけ、名札やマイクロチップなどで身元表示をすること
- ・ペットとよりよく暮らすために

- ・猫は室内で飼いましょう。

防災対策も忘れずに

被災地を報道した映像には、飼い主をさがしてさまようペットの姿がありました。災害時、飼主と離ればなれになったペットは、衰弱・死亡するおそれがあるだけでなく、人の安全や生活環境を脅かすおそれがあります。

ペットも家族の一員です。もしものときに備え、ペットの防災対策についても普段から意識しておきましょう。

■ペットの防災の心構え

- ・普段から健康管理やしつけをする。
- ・避難先や緊急時の預け先など、家族や近所の方と話し合っておく。
- ・迷子札やマイクロチップなど、普段から身元表示をする。
- ・災害時のペットのための備蓄品を準備しておく。

